

改正

平成18年3月31日条例第11号

平成18年6月23日条例第27号

平成18年12月27日条例第37号

平成19年3月28日条例第8号

平成21年6月23日条例第16号

平成22年3月18日条例第9号

平成23年12月20日条例第21号

平成25年3月19日条例第8号

平成27年3月10日条例第3号

平成28年12月15日条例第26号

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 年齢が18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (4) 保険給付 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療

養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

(5) 一部負担金 社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(6) 保険医療機関等 社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する子どもとする。

(1) みやき町内に住所を有すること。

(2) 病院又は診療所において医療を受けたこと、調剤薬局において医師の処方箋により薬剤の処方を受けたこと若しくは指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護を受けたこと又は社会保険各法の規定により保険診療の対象となったこと。

(3) 保険給付を受けることのできる被保険者又は被扶養者であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

2 助成対象者は、次の各号により区分するものとする。

(1) 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者（以下「第1号対象者」という。）

(2) 前号対象者以外の者（以下「第2号対象者」という。）

(助成)

第4条 町長は、助成対象者がその疾病又は負傷について、保険医療機関等において医療を受け、当該医療に関する保険給付が行われ一部負担金（医療機関及び保険給付に係る医療保険のそれぞれが同一のものに限る。）がある場合、当該一部負担金の額を助成する。ただし、薬局を除く保険医療機関等において医療を受け、一部負担金を負担した場合、当該一部負担金から1月につき入院においては1,000円を、入院外においては1回目の受診時に500円、2回目の受診時に500円（ただし、それぞれ500円に満たない場合はその額）を控除する。

2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づき規則定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格証)

第5条 この条例による助成対象者は、規則の定めるところにより受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

2 前条第1項に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、助成対象者は当該保険

医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

(助成方法)

第7条 町長は、次の各号に掲げる医療機関において、この条例に定める医療費の助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

(1) 第1号対象者については、県内に所在する保険医療機関等及び県外に所在する町長が別に定める保険医療機関等に支払う。

(2) 第2号対象者については、県内に所在する保険医療機関等に支払う。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 前2項に掲げる助成以外の助成を行う場合は、助成対象者の保護者の申請に基づき行うものとする。

4 前項の申請は、助成に係る医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、子どもの保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

2 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例に定める助成をしないものとする。

(1) みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）により医療費の助成を受けるとき。

(2) みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年みやき町条例第69号）により医療費の助成を受けるとき。

(届出等の義務)

第9条 助成対象者の保護者は、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

2 助成対象者の保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合、速やかに町長に受給資格証を返納しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中原町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成9年中原町条例第13号）、北茂安町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成9年北茂安町条例第22号）又は三根町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成9年三根町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第2号の規定による第2号対象者については、平成18年4月1日以後診療を受けた乳幼児医療費から適用し、同日前に診療を受けた乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月23日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成18年8月1日以後診療を受けた乳幼児医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月27日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成18年10月1日以後診療を受けた乳幼児医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(みやき町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 2 みやき町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成17年みやき町条例第70号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「母子」を「ひとり親」に改める。

(みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例(平成17年みやき町条例第78号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「母子」を「ひとり親」に改める。

附 則 (平成21年6月23日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の改正規定は、平成20年4月1日から適用し、平成20年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月18日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第2号の規定による第2号対象者及び第3条第2項第3号による第3号対象者については、平成22年4月1日以後診療を受けた医療費から適用し、同日前に診療を受けた医療費については、なお従前の例による。

(みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

- 3 みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年みやき町条例第69号)の一部を次のように改正する。第4条第4号中「乳幼児」の次に「及び児童の」を加える。

(みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）を次のように改正する。第5条第3号中「乳幼児」の次に「及び児童の」を加える。

附 則（平成23年12月20日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成24年4月1日以後診療を受けた子どもの医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた子どもの医療費の助成については、なお従前の例による。

(みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

- 3 みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年みやき町条例第69号）の一部を次のように改正する。第4条第4号中「乳幼児及び児童」を「子ども」に改める。

(みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）を次のように改正する。第5条第3号中「乳幼児及び児童」を「子ども」に改める。

附 則（平成25年3月19日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成27年4月1日以後診療を受けた子どもの医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた子どもの医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月15日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成29年4月1日以後診療を受けた子どもの医療費の助成から適用し、同日前に診療を受けた子どもの医療費の助成については、なお従前の例による。